

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

平成27年1月6日

会議の名称	庁議
開催日時	平成27年1月6日（火）9時30分～11時00分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、教育長 尾崎健市、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸、 市民生活部長 抜井俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、選管・監査委員事務局長 原田隆一 (計13人)
欠席者職氏名	なし
説明員職氏名	【付議】 1) 市民生活部長 抜井 俊 2～4) 健康福祉部長 吉岡利昌 【報告】 なし 【その他事項】 なし
議 題	【付議】 1) 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に係る 意見公募手続きの実施について（市民生活部） 2) 第3期志木市地域福祉計画（素案）に係る意見公募手続き の実施について（健康福祉部） 3) 第4期志木市障がい福祉計画（素案）に係る意見公募手続 きの実施について（健康福祉部） 4) 志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素

	<p>案)に係る意見公募手続きの実施について(健康福祉部)</p> <p>【報告】</p> <p>なし</p> <p>【その他事項】</p> <p>なし</p>
--	--

結 果	<p><b>【付議】</b></p> <p>1) 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（市民生活部）</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、県の行動計画に基づき、市や医療機関のほか、市民、事業者等の役割など、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画を策定するため、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月7日から2月6日まで意見公募を実施する。</p> <p>2) 第3期志木市地域福祉計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（健康福祉部）</p> <p>社会福祉法第107条の規定に基づく第3期志木市地域福祉計画（平成27年度から平成31年度）を策定するため、同計画の素案に対し、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月10日から2月9日まで意見公募を実施する。</p> <p>3) 第4期志木市障がい福祉計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（健康福祉部）</p> <p>障害者総合支援法第88条の規定に基づき、第4期志木市障がい福祉計画（平成27年度から平成29年度）を策定するため、同計画の素案に対し、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月10日から2月9日まで意見公募を実施する。</p> <p>4) 志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（健康福祉部）</p> <p>老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）を策定するため、同計画の素案に対し、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月10日から2月9日まで意見公募を実施する。</p>
-----	---

	<p>【報告】 なし</p> <p>【その他事項】 なし</p>
事務局職員職氏名	秘書広報課長 豊島俊二
その他必要事項	特になし

## 会議内容の記録（経過、結果等）

### 開会

企画部長が開会を告げる。

### 【付議】

- 1) 志木市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（市民生活部）

### ○概要説明：市民生活部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定により、県の行動計画に基づき、市や医療機関のほか、市民、事業者等の役割など、市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する行動計画を策定するため、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月7日から2月6日まで意見公募を実施する。

計画の目的としては、新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合においても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、及び市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小となるよう計画する。

計画の対象となる感染症については、下記3つに限定する。

- (1) 今までに発生したことのない新型インフルエンザ
- (2) 過去に世界で流行した再興型インフルエンザ
- (3) 今までに確認されたことのない感染症で、新型及び再興型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

なお、エボラ出血熱や鳥インフルエンザ、季節性のインフルエンザ等は、本計画では、対象外としている。

### ○質疑応答等

質問) 副市長

未発生期も対策はするのか。

回答) 市民生活部長

通年を通じた計画としている。

質問) 市長

県のガイドラインはいつ頃作成されるのか。

回答) 市民生活部長

県に確認しているが、具体的な時期は提示されていない。

今後は、県の公表を受けて、本市も速やかにマニュアル作成に着手する。

## 2) 第3期志木市地域福祉計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（健康福祉部）

### ○概要説明：健康福祉部長

社会福祉法第107条の規定に基づく第3期志木市地域福祉計画（平成27年度から平成31年度）を策定するため、同計画の素案に対し、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月10日から2月9日まで意見公募を実施する。

計画の位置づけとしては、社会福祉法第107条の規定に基づき「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本とした「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画としており、計画策定にあたっては、幅広く市民の意見を聴取するために、市民アンケート調査や専門職アンケート調査、地区まちづくり会議への参加を行い、さらに、学識者関係団体、市民で組織された地域福祉推進委員会および地域福祉計画策定作業部会による計画案の検討による市民力を活用して策定した。

### ○質疑応答等

#### 質問）総務部長

地域福祉活動計画の作成にあっては、社会福祉協議会が関わっているのか。

#### 回答）健康福祉部長

同時進行で社会福祉協議会と一体となり作成している。

## 3) 第4期志木市障がい福祉計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（健康福祉部）

### ○概要説明：健康福祉部長

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、第4期志木市障がい福祉計画（平成27年度から平成29年度）を策定するため、同計画の素案に対し、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月10日から2月9日まで意見公募を実施する。

計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村に策定が義務

づけられており、在宅サービスの居宅介護事業や通所サービスの生活介護、就労継続支援等の「障がい福祉サービス」や「相談支援」、また、日常生活用具の給付事業や移動支援事業などの「地域生活支援事業」などのサービスの提供体制の整備等について、基本的な指針を定めることとされている。

障がい者計画との関係性としては、障がい者計画は、障害者基本法が法的根拠となっており、第11条第3項に「障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」と規定されている。いわば障がい者計画が「基本計画」であれば、今回策定する計画は「実施計画」のような関係性を持っている。

計画策定に向けた利用実態及びニーズの把握として、アンケートや障がい者団体へのヒアリングを実施し、アンケートの対象者は、身体、知的、精神の手帳所持者、精神通院医療受給者証所持者、特定疾患医療受給者証所持者、発達障がい、高次脳機能障がい、その他、児童の福祉サービス利用者など無作為抽出で1,000人に配布し、回収率は、51.9%であった。また、ヒアリングについては、市内の障害者団体7団体に対して実施した。

#### ○質疑応答等

質疑なし

#### 4) 志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（素案）に係る意見公募手続きの実施について（健康福祉部）

##### ○概要説明：健康福祉部長

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）を策定するため、同計画の素案に対し、志木市意見公募手続条例の規定により、平成27年1月10日から2月9日まで意見公募を実施する。

本計画は、「志木市高齢者保健福祉計画」と「志木市介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけるものである。「志木市高齢者保健福祉計画」は高齢者保健福祉計画に関する総合計画として、本市の特性を踏まえるとともに、「第四次志木市総合振興計画」などの上位計画と調和する計画であり、また「志木市介護保険事業計画」は老人福祉計画と一体的なものとして策定し、健康増進計画、地域福祉計画など、医療又は福祉に関する計画と調和する計画である。

○質疑応答等

質疑なし

【報告】

なし

【その他事項】

なし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。